

「農食品原産地表示の効果分析と活用度の再検討案」(韓国農村経済研究院)

原産地表示制度の対象品目

○国産農産物:202項目

※農畜水産物の標準コード、または「畜産物衛生法」に定義された品目適用を原則とする。

※肉眼で原型を認識できるよう切断、圧着、剥皮、乾燥、吸湿、加熱、混合などの処理をした場合を含む。

付表 1-1 国産農産物原産地表示の対象品目

品目類	対象品目
米穀類(6)	米、もち米、玄米、稲、陸稲、モチイネ
麦類(6)	大麦、麦、小麦、麦米、ライ麦、オート麦
雑穀類(6)	トウモロコシ、粟、キビ、ソバ、キビ、はとむぎ
豆類(7)	大豆、小豆、インゲン、エンドウ豆、インゲン豆、ササゲ、その他豆
薯類(3)	ジャガイモ、サツマイモ、ヤーコン
特用作物類(6)	ごま、えごま、ピーナッツ、ヒマワリ、ナタネ、唐辛子種
果物果菜類(6)	スイカ、メロン、メロン、イチゴ、トマト、ミニトマト
果菜類(2)	カボチャ、キュウリ
葉茎菜類(4)	白菜・キャベツ(包装されたもの)、さつまいも、里芋の茎
根菜類(6)	切干大根、大根・チョンガク大根(包装されたもの)、にんじん、ごぼう、れんこん
乾燥野菜類(10)	玉ネギ、長ネギネギワケギ(包装されたもの)、乾燥唐辛子、ニンニク、生姜、青唐辛子、ししとう、赤唐辛子
ヤン菜類(3)	ピーマン(ピーマン)、ブロッコリー(緑花キャベツ)、パプリカ
薬用ジャクムルリュ(63)	葛根、甘草、チョウセンオニウド、乾燥生姜、決明子、クコの実、スイカズラ、キキョウ、トウキ、ウドの根、杜仲、ヒカゲツルニンジン、麦門冬、カリン、牡丹、半夏、防風、茯苓、覆盆子、白芷、白朮、かやの実、蔓人參、サンシュユ、山芋、サネブトナツメの種、山椒、しその実、柴胡、五加皮、五味子、五倍子、牛膝、アマドコロ、イカリソウ、益母草、シャクヤク、陳皮、知母、地黄、車前子、蒼朮、川芎、天麻、クチナシ、沢瀉、貝母、ツルドクダミ、黄耆、黄栢、黄芩、杏仁、香附子、玄参、厚朴、紅花種、藁朮、シソの葉、荊芥、チコリ(根)、枳椇子、鹿茸、鹿角

付表 1-2 国産農産物原産地表示の対象品目

品目類	対象品目
果実類(28)	りんご、梨、ぶどう、桃、柿、渋柿、干し柿、プルーン、アブリコット、キウイフルーツ、パイナップル、柑橘類(熟柿、レモン、タンジェリン、オレンジ、グレープフルーツ、金柑、ハルラボン、清見)、柚子、チェリー、梅、さくらんぼ、イチジク、カリン、バナナ、ブルーベリー、ザクロ
スシル類(6)	栗、ナツメ、松の実、クルミ、銀杏、どんぐり

きのこ類(15)	霊芝、エノキ、キクラゲ、岩茸、ウンジ茸、まつたけ、しいたけ、マッシュルーム、平茸、メシマコブ、アガリクス、冬虫夏草、エリンギ、ホウキ茸、ヌンイ茸
人参類(2)	朝鮮人参(山養蔘、樟脳蔘、山蔘培養根を含む)、苗蔘(食用)
山菜類(8)	ワラビ、シラヤマギク、シダ、タラの目、たけのこ、桔梗、ツルニンジン、ナガイモ
肉類(11)	牛肉(韓牛、肉牛、乳牛)、ラム(ヤギを含む)、豚肉(猪肉を含む)、鶏肉、鴨肉、鹿肉、ウサギ肉、七面鳥肉、肉類の副産物、ウズラ肉、馬肉
その他(4)	蜂蜜、乾燥蚕、プロポリス、食用卵(鶏、鴨およびウズラの卵)

○農産物加工品:258項目

- 別の定義がある場合を除いては、「食品衛生法」第14条による食品公典、「畜産物衛生管理法」第4条の畜産物の基準及び規格と「健康機能食品に関する法律」第14条の基準及び規格に準拠している。

付表 1-3 農産物加工品の原産地表示の対象品目

イ. 食品公典の定義項目	
菓子類(7)	お菓子(ビスケット、ウエハース、クッキー、クラッカー、韓菓類、スナック等)、キャンディ類(羊羹)
パンまたは餅類(9)	パン類(食パン、ドーナツ、ケーキ、カステラ、ピザ、パイ、ホットドッグ)、餅類、ギョーザ類
ココア加工品またはチョコレート類(11)	ココア加工品類(カカオマス、ココアバター、ココアパウダー、その他のココア加工品)、チョコレート類(チョコレート、スイートチョコレート、ミルクチョコレート、ファミリーミルクチョコレート、ホワイトチョコレート、純チョコレート、チョコレート加工品)
ジャム類(3)	ジャム、マーマレード、その他ジャム
飴類(3)	水飴、その他飴、デキストリン
食肉や卵加工品(3)	食肉や卵製品、食肉加工品、卵加工品
豆腐類またはムク類(5)	豆腐、純豆腐、湯葉、加工豆腐、ムク類
食用油類(20)	大豆油(大豆油)、コーン油(トウモロコシ油)、菜類油(菜種油またはキャノーラ油)、米糠油(ヒヨミ油)、ごま油、エゴマ油、紅花油(サフラン油またはベニバナ油)、ひまわり油、綿花種油(綿実油)、ピーナッツ油(落花生油)、オリーブオイル、パーム油類、ヤシ油、混合食用油、加工油脂、ショートニング、マーガリン類、唐辛子種油、香味油、その他食用油脂
麺類(6)	麺、冷麺、はるさめ、油湯麺類、パスタ類、
茶類(3)	浸出茶、液状茶、固形茶
飲料類(3)	濃縮果菜汁(または果菜粉)、果菜ジュース、果菜飲料
豆腐類(4)	豆腐液、豆乳、粉末豆乳、その他の豆類
発酵飲料類(3)	乳酸菌飲料、酵母飲料、その他の発酵飲料
人参紅参ドリンク	人参・紅参ドリンク

(1)	
その他の飲み物 (3)	混合飲料、抽出飲料、飲料ベース
特殊用途食品(7)	乳児用調整食、成長期用調整食、幼・乳児用穀類調整食、その他幼・乳児食、特殊医療用途などの食品、体重調節用調製食品、妊産婦・授乳婦用食品
味噌醤油類(15)	味噌玉麴、韓食醤油、醸造醤油、酸分解醤油、酵素分解醤油、混合醤油、韓食味噌、味噌、調味味噌、コチュジャン、調味コチュジャン、中国味噌、清麴醬、混合醬、その他醬類

付表 1-4 農産物加工品の原産地表示の対象品目

イ. 食品公典の定義項目	
調味食品(7)	酢、ソース類、トマトケチャップ、カレー、唐辛子粉や糸唐辛子、香辛料加工品、複合調味食品
ドレッシング(2)	ドレッシング、マヨネーズ
キムチ類(3)	キムチに入れる薬味、白菜キムチ、その他のキムチ
漬物(2)	漬物類、糖漬物
肉料理(2)	農産物の煮物、畜産物の煮物
酒類(11)	酒精、濁酒、薬酒、日本酒、ビール、果実酒、焼酎、ウイスキー、ブランデー、一般的な蒸留酒、リキュール、その他酒類
その他の食品(42)	ピーナッツやナッツ加工品、カプセル類、でん粉、果菜加工品類、揚げ物食品、模造チーズ、植物性クリーム、抽出加工食品、ポップコーン用のコーン加工品、小麦粉、蒸し米、生食類(※主に飲用に穀物などを挽いて粉にしたもの)、シリアル類、即席摂取食品(のり巻き、ハンバーガー、禅食、弁当類など)、インスタント調理食品(汁、湯、スープなど)、生鮮便宜食品(サラダ、もやし、もやし、カイワレ大根、そばの芽、芽野菜など)、ロイヤルゼリー(生ロイヤルゼリー、凍結乾燥ローヤルゼリー、ロイヤルゼリー製品)、キノコ加工食品(キノコ子実体加工食品、キノコ菌糸体加工食品)、酵母食品(乾燥酵母、乾燥酵母製品、酵母エキス製品)、酵素食品(穀類酵素含有製品、果菜類酵素含有製品、その他植物酵素含有製品)、花粉加工食品(加工花粉、花粉エキス、花粉製品、花粉エキス製品)
長期保存食品(3)	瓶・缶詰食品、レトルト食品、冷凍食品
規格外の一般的な加工食品(6)	穀類加工品、豆類加工品、野菜加工品、澱粉加工品、食用油脂加工品、その他加工品
ロ. 畜産物の基準及び規格の定義項目	
食肉加工品(10)	ハム類、ソーセージ類、ベーコン類、乾燥保存肉、調味料、肉、粉碎加工肉製品、カルビ加工品、食肉抽出加工品、食用牛脂、食用豚脂
乳加工品(20)	牛乳類、低脂肪牛油、乳糖分解牛乳、加工乳類、山羊乳、発酵乳類、バター乳類、濃縮乳類、乳クリーム類、バター類、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、粉乳類、乳清類、乳糖、乳蛋白加水分解食品、調整乳類、アイスクリーム類、アイスクリーム粉末類、アイスクリームミックス類

卵加工品(9)	全卵液、卵黄液、卵白液、全卵粉、卵黄粉、卵白粉、卵加形成製品、塩漬卵、ピータン
---------	---

○国産水産物および遠洋産水産物:191 項目

※処理形態を問わず生きているもの、新鮮冷蔵、冷凍、加熱、乾燥、塩蔵、塩蔵。塩水蔵した水産物(非食用水産物は除く)

付表 1-5 国産水産物と遠洋産水産物の原産地表示の対象品目

区分	品目
海面魚類(108)	イトヨ、アカエイ類、カレイ類、タチウオ類、サバ類、イカナゴ、アカカマス類、ウツボ、クサウオ類、サンマ、ムツ類、トビウオ、ヒラメ類、クジメ類、カモガシラノリ類、スズキ類、ハタ類、マグロ類、マトウダイ類、タラ類、ハタハタ、ハゼ類、マエソ類、イワシ類、ホンニベ類、コニベ類、マゼランアイナメ、マナガツオ類、シラウオ類、メバル類、ナマズ類、ギンボ類、ケムシカジカ類、サワラ類、サメ類、カジキ類、シタビラメ類、ホウボウ類、ボラ類、アンコウ類、シワイカナゴ、マゴチ類、サケ類、黒メバル類、ナガズカ類、ウナギ類、マアジ類、カワハギ類、ヒラ類、カラチヨウザメ類、ニシン類、ヒメジ類、タチウオ尾科魚類、サヨリ類、キビレカジカ科魚類、コモンカスベ類、マンボウ類、アイゴ、ネズミゴチ、トラギス類、コウライカジ類、シイラ類、ギンカガミ、海ワカサギ類、シマガツオ類、ニギス、イスズミ類、スギ、ミシマオコゼ類、シャチブリ、トクビレ類、シキシマハナダイ、ボウズコンニャク、タカノハダイ類、サギフエ、ヤガラ類、ナミノハナ、ウラナイカジカ類、メダマウオ、グツ類、ハチビキ、イザリウオ類、ネズミギス、キュウリエソ、ギマ、クサアジ、ツマグロハタンポ類、ツマグロハタンポ類、ツルウバウオ、ヒメ、スダレダイ、チョウチョウウオ類、キビレカジカ類、サンゴイワシ、ハダカイワシ類、サイウオ、オキイワシ、キビナゴ類、サツキハゼ類、サトイワシ、シマイサキ、メナダ、パラムンディ、その他海面魚類
内水面魚類(20)類	カムルチ類、ティラピア、ナマズ類、ボライボダイ類、コウライギギ類、ウナギ類、フナ類、海ワカサギ類、ヤマメ、鱒類、コウライオヤニラミ類、コクチマス、ダウナギ、鯉類、コウライドンコ、キノボリウオ、タカハヤ、メダカ、コクレン、その他の内水面魚
海面甲殻類(4)	ザリガニ類、カニ類、エビ類、その他の海面甲殻類
内水面甲殻類(4)	ザリガニ類、カニ類、エビ類、その他の内水面甲殻類
海面貝類(12)	帆立貝類、巻貝類、ハイガイ類、カキ類、味貝類、アサリ類、アワビ類、その他貝類、イガイ類、タニシ類、赤貝類、その他海面貝類
内水面貝類(5)	シジミ類、カワニナ類、カラスガイ類、マルタニシ類、その他内水面貝類
海面軟体類(8)	甲イカ類、イダコ類、イカ類、タコ類、矢イカ類、タコ、イダコ、その他海面軟体類
海藻類(19)	ノリ類、オゴノリ、コンブ類、タンバノリ類、藻類、ホンダワラ類、ワカメ類、テングサ類、アオノリ類、フノリ類、ツノマタ、ミル、エゴノリ類、トサカノリ、スギノリ、ホソバトサカモドキ、フサイワヅカ、セモカサリ、その他海草類

海面その他(8)	ユムシ、クジラ、エボヤ類、ウニ類、ホヤ、ナマコ、クラゲ、その他の海面その他
内水面爬虫類(1)	スッポン
食塩(2)	天日塩、精製塩

注:水産物の天日塩、精製塩で単純加塩、塩蔵または塩水蔵した場合、食塩は原産国表示対象から除外

○輸入水産物とその加工品や搬入、水産物とその加工品:19品目

付表 1-6 輸入水産物とその加工品や搬入物、海産物、その加工品原産地表示対象品目

HS 番号	品目
0106	その他の生きた動物
0208	その他の肉と食用端肉(生鮮・冷蔵または冷凍したもののみ該当)
0301	活魚
0302	生鮮冷凍した魚(第 0304 号魚のフィレおよびその他の魚肉を除く。)
0303	冷凍魚類(第 0304 号魚のフィレおよびその他の魚肉を除く。)
0304	魚類のフィレおよびその他魚肉(細かく切ったかどうかの可否を問わず、新鮮・冷蔵または、冷凍したもののみ該当)
0305	乾燥・塩漬・塩水蔵した魚類、くん製した魚類(くん製についてはくん製過程またはくん製前に熱で料理したかどうかの有無を問わない)、魚類の粉・粗粉およびペレット(食用に適合したものだけ該当する)
0306	甲殻類[塩漬けまたは、塩水蔵したもののみ該当し、皮(殻)がついている状態で水に蒸したりゆでたもの(冷蔵・冷凍・乾燥・塩漬けまたは、塩水蔵したもの)の有無を問わない]および甲殻類の粉・粗粉とペレット(食用に適合したもののみ該当)を含む]
0307	軟体動物(皮(殻)がついているかどうかの有無を問わず、生きたものと新鮮・冷蔵・冷凍・乾燥・塩漬けまたは、塩水蔵したものだけ該当)とその他水生無脊椎動物[甲殻類と軟体動物は除き、生きたものと新鮮・冷蔵・冷凍・乾燥・塩漬けまたは、塩水蔵したものおよび甲殻類外の水生無脊椎動物の粉・粗粉とペレット(食用に適合したもののみ該当する)のみ該当する]
0511	別に分類されない動物性生産品と第 1 類または第 3 類の動物の死体として食用に適合しないもの
1212	ローカストビーン、海藻類とその他藻類、テンサイとサトウキビ(新鮮・冷蔵・冷凍したものまたは乾燥したものであり粉砕したものであるかどうかの有無を問わない)および主に食用に適合した果実の核とその他の植物性生産品(炒めないチコリウムインティブス エンドウ変種のチコリ根を含む)であり、別に分類されないもの
1302	植物性の樹液とエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩とペクチン酸塩、植物性原料から得た寒天・その他の粘質物および増粘剤(変成加工したかの有無を問わない)
1603	肉・魚類・甲殻類・軟体動物または、その他水生無脊椎動物のエキスと汁
1604	調製し又は保存処理した魚やキャビアと魚卵から調製したキャビア代替物
1605	調製し又は保存処理した甲殻類・軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物

2104	スープ・ブロス(※スープストック)とスープ・ブロス用調製品及び均質混合調製食料品
2106	別に分類されない調製食料品
2501	塩(食卓塩と変性塩を含む)・純塩化ナトリウム(水溶液の有無および凝固防止剤または、流動剤の添加の有無を問わない)

○水産物の加工品:37 品目

付表 1-7 水産物の加工品の原産地表示の対象品目

区分	品目
魚肉加工品(6)	かまぼこ、魚肉ソーセージ、魚肉半製品、魚肉、鰹肉、その他魚肉加工品
豆腐類またはムク類(1)	ムク(※ソバ、緑豆、ドングリなどの粉で作る豆腐様の食品) 類
茶類(3)	浸出茶、液状茶、固形茶
飲料類(2)	その他の飲料(抽出飲料、ドリンクベース)
塩辛類(5)	塩辛、味付け塩辛、魚醤油、調味液汁、食醃(※魚の発酵食品) 類
漬物(2)	漬物類、糖漬物
肉料理(1)	水産物の煮物
干肉類(1)	調味乾魚干類
食塩(4)	再製塩、焼・溶融塩、その他の塩、加工塩
その他の食品(5)	味付け海苔、天ぷら食品、抽出加工食品、生食類、インスタント摂取 便宜食品類(インスタント調理食品)
長期保存食品(3)	缶・瓶詰食品、レトルト食品、冷凍食品
水産物加工品(4)	燻製品、魚醬、寒天、海藻類調味品、

- ・ ※は訳注
- ・ 翻訳にあたって下記のサイトを参照した。

菓草関連・・・韓国語食の大辞典 <http://www.koparis.com/~hatta/jiten/jiten-kanpouyaku.htm>

水産関連・・・国立水産科学院「海洋生物多様性情報システム」 <http://portal.nfrdi.re.kr/oceanlife/index.jsp>